

# 申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:建設部下水道課 No.003

処 分 名	下水道事業受益者負担金の減免			
処 分 の 概 要	土地の利用状況により受益者負担金を減額または免除する制度			
根拠条例等・条項	春日部市都市計画下水道事業受益者負担金条例（平成 17 年条例第 157 号）第 9 条 春日部市都市計画下水道事業受益者負担金条例施行規則（平成 17 年規則第 68 号）第 13 条			
審 査 基 準	下水道事業受益者負担金減免基準 条例第 9 条第 2 項第 1 号			
	1 国又は地方公共団体が公用に供し、又は供することを予定している土地			
	減免の対象となる土地		減免率	摘要
	項目	主な内容	(%)	
	ア 国公立の学校用地	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校幼稚園等	75	「予定」とは、賦課対象区域告示の日現在において、公共又は公用の用に供するための措置がなされているものをいう（以下同様とする。）。 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、同法第 124 条に規定する専修学校及び同法第 134 条に規定する各種学校の用地
	イ 国公立の社会福祉施設用地	救護施設、更生施設、乳児院、母子寮、養護施設、障害児入所施設、老人ホーム、保育所、老人福祉センター等	75	社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条第 2 項及び第 3 項に規定する事業のために設置された社会福祉施設の用地
	ウ 警察法務入所施設用地	刑務所、拘置所、少年院、婦人補導所等	75	
	エ 国公立の一般庁舎用地	一般庁舎、事務所等	50	
オ 国公立の病院及び診療施設用地		25		
カ 有料の公務員宿舎用地	宿舎、職員寮、アパート等	25		

キ その他の公用財産用地	市民会館、図書館、体育館、公民館	50	
	公営住宅	25	

条例第9条第2項第2号

2 国又は地方公共団体がその企業の用に供している土地

減免の対象となる土地		減免率 (%)	摘要
項目	主な内容		
ア 国の企業財産用地	国有林野事業	25	国有財産法施行令(昭和23年政令第246号)第2条に規定する現業の各特別会計に属する行政財産の用地
イ 地方公共団体の企業用財産用地	水道事業、鉄道事業、電気事業、ガス事業等	25	地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第2条に規定する事業の用に供する財産の用地

条例第9条第2項第3号

減免の対象となる土地		減免率 (%)	摘要
項目	主な内容		
3 国又は地方公共団体が公共の用に供することを予定している土地	道路、公園、広場、河川、水路及び消防の用に供する貯水施設等	100	

条例第9条第2項第4号

減免の対象となる土地		減免率 (%)	摘要
項目	主な内容		
4 公の生活扶助を受けている受益者その他これに準ずる特別の理由があると認められる受益者が所有し、又は地上権等を有する土地		100	生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条の規定による生活扶助を受けている 受益者、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律30号)第14条の規定による生活支援給付を受けている受益者その他これに準ずる受益者

条例第9条第2項第5号

減免の対象となる土地		減免率 (%)	摘要
項目	主な内容		

	5 国又は地方公共 団体が指定した文化 財である土地又は文 化財である建物その 他の工作物の土地		100	文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）に基づき指定された文化 財及び指定文化 財保存のための施設の用地
	6 公道に準ずる私 道及び水路		100	公道から公道に通じている道路 で、不特定多数の人が自由に通行 ができ、公共性があると認められ る私道及び水路
	7 鉄道運送事業者 の所有又は使用に係 る施設用地（本来の 事業の用に供しない 土地を除く。）	踏切、駅前広場	100	鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）に規定する施設用地
		駅舎、プラットホー ム、線路敷その他の 施設用地	25	
	8 国又は地方公共 団体以外の者が設置 する学校等の施設用 地（直接その教育の 用に供しない土地を 除く。）	私立の小学校、中学 校、高等学校、大学、 幼稚園、特別支援学校 各種学校等	75	私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）第 3 条に規定する学校法人が 設置する学校の用地、学校教育法 第 124 条に規定する専修学校又は 同法第 134 条に規定する各種学校 でその学校が所有する用地
	9 国又は地方公共 団体以外の社会福祉 法人が事業のため設 置する施設の用地 （本来の事業の用に 供しない土地を除 く。）	私立の更生施設、乳児 院、母子寮、老人 ホーム、保育所等	75	社会福祉法第 2 条に規定する事業 で、同法第 22 条に規定する社会福 祉法人が経営する施設の用地
	10 宗教法人がそ の目的のために使用 する土地及びこれに 類する土地（本来の 事業の用に供しない 土地を除く。）	境内地	50	宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）第 2 条に規定する神社、寺院、 教会等の宗教 法人が同条本文に規定する目的の ために使用する土地及びこれに類 する土地
		墓地	100	
	11 自治会、町会等 が 所有し、又は使 用している施設の用 地及びこれに類する	集会所、消防器具置場 等	100	

	土地			
	12 特別高圧架空線下の土地		25	
	13 生産緑地指定農地		100	
	14 市長がその状況により特に減免する必要があると認めた土地		市長が認める率	
<b>標準処理期間</b>	30日（休日は含まない）			
<b>設定年月日</b>	平成17年10月1日（最終改正：平成27年4月1日）			
<b>申請時期</b>	減免の理由が発生した日から14日以内。ただし、新たに下水道事業受益者負担金が賦課される区域の受益者は、その年の6月30日まで			
<b>申請方法</b>	庄和総合支所2階下水道課			
<b>備考</b>	ホームページへのリンク先 <a href="https://www.city.kasukabe.lg.jp/machi/gesuidou/futankin.html">https://www.city.kasukabe.lg.jp/machi/gesuidou/futankin.html</a>			
<b>根拠条例及び関係例規等の抜粋</b>	<p>■春日部市都市計画下水道事業受益者負担金条例</p> <p>第9条 国又は地方公共団体が公用に供している土地については、負担金を徴収しないものとする。</p> <p>2 市長は、次の各号のいずれかに該当する受益者の負担金を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 国又は地方公共団体が公用に供し、又は供することを予定している土地に係る受益者</p> <p>(2) 国又は地方公共団体がその企業の用に供している土地に係る受益者</p> <p>(3) 国又は地方公共団体が公共の用に供することを予定している土地に係る受益者</p> <p>(4) 公の生活扶助を受けている受益者その他これに準ずる特別の理由があると認められる受益者</p> <p>(5) 前各号に掲げる受益者のほか、その状況により特に負担金を減額し、又は免除する必要があると認められる土地に係る受益者</p> <p>■春日部市都市計画下水道事業受益者負担金条例施行規則</p> <p>減免基準（別表第2）</p>			